

公有財産売買契約書（案）

売出人 堺市（以下「甲」という。）と買受人 □□□□□□□□□□（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「本物件」という。）を乙に売り払い、乙はこれを買受ける。

所在地	物件内容		
堺市中区福田147番24	土地	地目	宅地
		地積	200.55 m ²

（売買代金）

第3条 本物件の売買代金は、金□□□□□□□□□□円とする。

（契約保証金）

第4条 本契約の契約保証金は、金□□□□□□□□□□円とする。

2 契約保証金には乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

3 前項の契約保証金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

4 甲は、乙が第5条に規定する義務を履行したときは、第1項の契約保証金を売買代金に充当する。

5 甲は、乙が第5条に規定する義務を履行しないことにより、第14条第1項の規定により本契約を解除したときは、第1項の契約保証金を甲に帰属するものとする。

6 第1項の契約保証金には利息を付さない。

（代金の支払い）

第5条 乙は、第3条の売買代金のうち前条第1項の契約保証金を除いた金□□□□□□□□□□円を甲の発行する納入通知書により令和7年1月28日までに甲へ支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第6条 本物件の所有権は、売買代金の全額支払時をもって乙に移転する。

2 甲は、前項に規定する本物件の所有権移転後、速やかに所有権移転登記を行うものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

3 前項に規定する登記に要する費用は、乙の負担とする。

（物件の引渡し）

第7条 前条第1項の規定により所有権が乙に引き渡されたとき、本物件は現状有姿のまま引き渡したものである。

（危険負担）

第8条 本契約締結の時から本物件の引渡しの時までにおいて、本物件が天災地変その他甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、本物件の引渡し前に、前項の事由によって本物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、本物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還する

ものとする。

(公租公課の負担)

第9条 売買代金完納後における公租公課については、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、本物件に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものも含む。）を理由として、履行の追完請求、売買代金の減免請求、損害賠償請求及び契約の解除はできないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、甲は本物件の引渡しから2年間は売買代金の減免請求に限り応じることができるものとする。

(用途の制限)

第11条 乙は、自ら若しくは他人をして本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供してはならない。

2 乙は、自ら若しくは他人をして本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の用に供してはならない。

(実地調査)

第12条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項で定める実地調査を妨げ又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条で定める義務に違反したとき、又は第14条第1項の理由により契約を解除する場合は、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条第2項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第14条第3項及び第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき又は次の各号の一に該当していると認められるときは、催告その他何らの手続を用いなくて、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、前項の定めにより本契約を解除した場合において、乙又は第三者が損害を受けることがあっても、これを賠償することを要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第15条 甲は、前条第1項の規定により本契約を解除したときは、乙が第16条に定める義務を完全に履行

した後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙が負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、前条第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙が本物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復の義務)

第16条 乙は、甲が第14条第1項の規定により本契約を解除したときは、自己の負担において、本物件を原状に回復し、甲の検査を受けて、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が本物件を原状に回復して返還しないときは、甲が乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。
- 3 乙は前2項の規定により本物件を甲に返還する場合は、本物件について設定された抵当権その他本物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させなければならない。
- 4 乙は第1項及び第2項の規定により本物件を甲に返還する場合は、本物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。なお、所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約で定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の売買代金を返還する場合において、乙が第13条第1項及び第2項、第16条第2項又は前条に規定する甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第20条 乙は、本物件引渡し以後において、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとし、紛争が生じた場合は乙の責任において解決するものとする。

- 2 乙は、本物件引渡し以後において、近隣住民その他第三者に配慮し、雑草等処理及び維持・管理を適切に行うものとし、その場合に生じた費用は、乙が支払うものとする。
- 3 甲からの改善要請後も乙が改善に応じない場合は、財産活用課が主催する全ての入札に対し、乙は1年間参加できないものとする。

(第三者との協議)

第21条 乙が隣接土地所有者等の第三者と協議を行う場合において、甲は協議その他の事について一切関与しない。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(特約条項)

第24条 乙は、本契約書添付の物件調書記載の内容を了承したうえ、本物件を買い受けるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
氏 名 堺 市
代表者 堺市長 永 藤 英 機 印

「乙」 住 所
氏 名 印

物件調査

物件番号	1	最低売却価格	1090万円		
物件の表示	所在・地番	堺市中区福田 147番 24			
	地目	登記	宅地	現況	宅地
	地積	登記	200.55 m ²	実測	200.55 m ²
	土地の状況	更地		従前用途	集会所敷地
住居表示		未実施			
接面道路の状況		南東側 市道福田 233号線 (認定幅員 最小6.7m 最大8.5m)			
私道負担の有無		無	負担の内容	—	
法令等の制限	都市計画区域	市街化調整区域			
	用途地域	—			
	指定建蔽率	指定なし※	指定容積率	指定なし※	
	高度制限	指定なし	防火指定	指定なし	
	その他	宅地造成等工事規制区域、屋外広告物許可区域 (第1種許可区域) ※市街化調整区域内の制限内容の詳細については、本市建築都市局開発調整部宅地安全課 (072-228-7483) 及び建築安全課 (072-228-7936) へお問い合わせ下さい。			
供給処理施設の状況	項目	利用可能な施設	配管等の状況	問い合わせ先	電話番号
	電気	関西電力(株)	本物件敷地内及び前面道路電柱あり	関西電力送配電(株) フリーコール (電気設備)	0800 777-3081
	ガス	都市ガス	前面道路配管あり	大阪ガス(株)	072 238-2428
	上水道	市営水道	前面道路配管あり	上下水道局サービス管理部 給排水設備課	072 250-8945
	下水道	公共下水道 (分流式)	前面道路排水管あり	上下水道局下水道管路部 下水道管理課	072 250-9116
交通機関	鉄道	南海高野線「北野田駅」から南西へ約1.6km (直線距離) 泉北高速鉄道「深井駅」から南東へ約3.7km (直線距離)			
	バス	南海バス「あみだ池停留所」から北へ約300m (直線距離)			
学区	市立東陶器小学校		市立泉ヶ丘東中学校		
土地・建物の履歴	平成23年	自治会集会所敷地として利用			
	令和5年9月	建物の解体撤去完了			
	令和5年9月	以降、更地			
		現在に至る。			
境界に関する事項	境界確定	済	特記事項④参照		
	道路明示	無			
	地積測量図	有			
	越境物	一部不明	特記事項⑦参照		
その他	文化財保護	埋蔵文化財包蔵地 (陶邑窯跡群) 内			
	土壌調査	土壌調査は行っていません			
	地下埋設物等	地下埋設物等の調査は行っていません			

ハザード マップ 情報	洪水	区域外
	高潮	区域外
	土砂災害	区域外
	内水	区域外
	津波	区域外
特記事項	<p>①現状有姿による売却ですので、本物件の引渡しはあるがままの形になります。</p> <p>②本物件敷地は、堺市宅地開発等に関する指導基準による一団の開発に伴う集会所建設用地として、平成 23 年に本市が開発業者より寄附を受け、自治会集会所敷地として利用後、令和 5 年 9 月に建物を解体撤去し、現在は更地となっています。</p> <p>③本物件敷地は、市街化調整区域に存し、また開発許可において集会所用地となっており、開発行為や建築行為を行う場合には制限があります。詳細については、本市建築都市局開発調整部宅地安全課（072-228-7483）までお問い合わせください。</p> <p>④本物件敷地は、堺市宅地開発等に関する指導基準による一団の開発に伴い、平成 20 年に開発業者により分筆登記していますが、本物件売却にあたり、改めて境界確定協議は行っていません。</p> <p>⑤本物件敷地は、北側隣接地（里道敷及び水路敷）、東側隣接地（地番 147-23）及び西側隣接地（地番 149-1）と最大約 1.5m の高低差があります。北側隣接地（里道敷及び水路敷）は本市建設局土木部法定外公共物課、東側隣接地（地番 147-23）は本市建設局土木部河川水路課が所管しており、西側隣接地（地番 149-1）は民有地となっています。なお、当該高低差を構成する擁壁に係る図面等の資料はなく、構造等詳細は不明です。</p> <p>⑥本物件敷地の西側隣接地（地番 149-1）との境界付近にある U 字側溝は、本物件、隣接地及び周辺土地からの排水を受けて北側隣接地の水路敷に流れている状況がうかがえます。このことについて、隣接地及び周辺土地所有者との覚書等の取り交し事項はございません。また、当該 U 字側溝は、本物件及び北側隣接地の水路敷の一部と一体で構成されています。当該 U 字側溝における隣接地所有者や関係機関等との必要な協議はすべて買受人において行ってください。</p> <p>⑦本物件敷地と南側隣接地（地番 147-8）の境界にあるブロック塀及びフェンスの所有者は不明です。南側隣接地（地番 147-8）は民有地となります。また、ブロック塀の基礎部分が地中で本物件敷地（あるいは南側隣接地）内に越境している可能性があります。このため、土地利用に伴い撤去等が必要な場合は、買受人により隣接地所有者と協議してください。本市では一切対応いたしません。</p> <p>⑧本物件敷地の南西角から東側に向けて、幅約 2.85m の工作物が残存しています。当該工作物の構造等の詳細が分かるような資料はございません。撤去等が必要な場合には、当該工作物が地盤に与える影響等を確認の上、買受人の負担と責任において実施してください。</p> <p>⑨本物件敷地内に電柱 1 本（共架 2 本を含む）及び支線 1 本があり、本物件敷地の上空の一部を電線が通過しています。契約の引継ぎに関しては買受人が対応してください。また、電柱の移設等が必要であれば買受人において設置事業者と協議してください。（なお、所有権移転完了後設置事業者に本市から所有権が変更された旨の通知を行います。）</p> <p>⑩本物件敷地は、令和 5 年度まで自治会集会所敷地として利用されており、敷地内に上下水道管が引き込まれています。移設や改造、撤去が必要な場合は本市上下水道局サービス管理部給排水設備課（072-250-8945）との協議が必要です。また、移設や改造、撤去に係る費用は買受人の負担となります。</p> <p>⑪本物件敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地内であるため、文化財保護法第 93 条に基</p>	

づき、土木工事等を行う際には、開発（掘削）に着手する日の 60 日以上前までに堺市長（文化庁長官）あてに届出が必要です。詳細については、本市文化観光局歴史遺産活用部文化財課（072-228-7198）までお問い合わせください。

- ⑫本物件敷地は、本市屋外広告物条例で規定する第 1 種許可区域内にあり、本条例が適用されますので、事業計画や開発内容等必要に応じて本市建築都市局都市計画部都市景観課（072-228-7432）と協議が必要です。
- ⑬周辺エリアの状況の確認も踏まえ、本市ホームページに掲載している水害ハザードマップを必ずご確認ください。（問合せ先：本市危機管理室防災課 072-228-7605）
- ⑭物件調書は、調査内容を列挙した資料であり、あらゆる場合を想定しているものではありません。物件調書の記載内容と現状に差異がある場合は、現状を優先します。